

第2版はしがき

平成25年（2013年）10月の初版から10年近く経過しました。この間、成年後見制度の理念について大きな変動がありました。すなわち、平成28年（2016年）5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が施行され、これに伴う第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）において、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視されるようになったのです。また、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）においては、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」が掲げられ、優先して取り組む事項の一つとして、任意後見制度の利用促進があげられています。

裁判所における手続の整備も進み、裁判所のウェブサイトで掲載されている書式も一新されています。

このようなことから、最新の情報に基づいてアップデートする必要があり、第2版を刊行させていただく運びになりました。

任意後見は、いまだそれほど多く利用されていませんが、法定後見とともに成年後見制度の両輪となる重要な制度であることに間違いはありません。

初版と同様、任意後見制度が適切に利用され、高齢者の方が安心して老後を送られるために本書をお役立ていただけましたら幸甚です。

令和5年7月

弁護士 井上 元

弁護士 那須 良太

弁護士 飛岡恵美子

はしがき

高齢になり判断能力が衰えても自分らしく生活したいという願いは誰にとっても共通のものであります。この願いが叶えられるためには、本人の意思を尊重した身上監護や財産管理が行われることが必要です。

そこで2000年（平成12年）に、本人の判断能力を補完する制度である成年後見制度が大幅に見直されました。このとき、法定後見制度（後見、保佐、補助）の改正とともに新たに設けられたのが任意後見制度です。

法律上、任意後見は法定後見より優先されることとなっています。これは、法定後見制度では本人の判断能力が低下した後に家庭裁判所により選任された成年後見人等が事務を行うのに対し、任意後見制度では、本人に判断能力が存するうちに本人に選ばれた任意後見人が、本人の判断能力が低下した後に、本人との契約に基づいて事務を行うものとされ、本人の意向が後見事務により強く反映されるしくみとなっているからです。

しかし、任意後見制度はいまだ十分に利用されているとはいえません。その理由はさまざまですが、解説書が少なく、制度の理解が進まないことも理由の一つではないかと思われます。

そこで、わかりやすい解説書を発刊し制度の適切な利用を促進しようという思いから生まれたのが本書です。

本書は、主として弁護士や司法書士などの専門職の方を対象としていますが、任意後見制度全般を平易に解説した入門書ですので、これから任意後見人を務める予定の一般の方や、さらには任意後見制度を利用しようと考えているご本人にも利用していただけるものと思います。

わが国は、65歳以上の高齢者の人口が7%以上の高齢化社会になって久しく、2007年（平成19年）には21%を突破し、超高齢社会となりました。このような社会において、任意後見制度がより広く適切に利用され、高齢者の方が一層安心して老後を送られるために本書をお役立ていただけましたら幸甚

です。

最後に、本書執筆の機会を与えていただきました民事法研究会の田口信義社長と企画から編集まで御担当され完成まで叱咤激励していただいた鈴木真介氏には厚くお礼申し上げます。

平成25年10月

弁護士 井上 元

弁護士 那須 良太

弁護士 飛岡恵美子

Q12 任意後見人の職務

任意後見人には何を依頼することができるのですか。

A

1 生活、療養看護、財産の管理に関する法律行為

任意後見契約とは、本人が任意後見人に対して、「自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約」です（任意後見法2条1号）。すなわち、委託する事務の内容は「自己の生活、療養看護及び財産の管理」ですが、任意後見人が行う事務は事実行為ではなく、本人の代理人としての法律行為です。

したがって、たとえば、実際の介護行為は任意後見人の職務ではなく、介護サービス契約を締結することが職務となります。ただし、任意後見人は、どのような事業者と介護サービス契約を締結するのか、あるいは、どのような介護サービスの内容にするのかなどを判断しなければならないのですから、単に契約を締結するだけではなく、本人のために、たとえばどのような施設があるのか、どのような介護サービス事業者がいるのか、どのような介護を受けるのが適切なのか、などについて調べなければならないのは当然のことです。

2 任意後見人に委託することができる事務の具体例

以下に、任意後見人に委託する事務の具体例を掲げてみます。任意後見契約を締結する際、このような項目を代理権目録に記載して委任します。

委託する事務の具体的内容はQ34以下に、代理権目録の書式はQ25に掲載

していますので参照してください。

(1) 財産管理に関する事務

- ① 財産の管理・保存・処分などに関する事項
 - ① 土地や建物の管理・保存・売却
 - ② 賃貸借契約の締結・変更・解除
 - ③ 担保権の設定契約の締結・変更・解除
- ② 金融機関との取引に関する事項
 - ① 預貯金の管理
 - ② 振込依頼・払戻し
 - ③ 口座の変更・解約
- ③ 定期的な収入の受領、および費用の支払いに関する事項
 - ① 定期的な収入（家賃・地代、年金・障害手当その他の社会保障給付など）の受領
 - ② 定期的な支出を要する費用（家賃・地代、公共料金、保険料、ローンの返済金など）の支払い
- ④ 生活に必要な送金および物品の購入などに関する事項
 - ① 生活費の送金
 - ② 日用品の購入その他日常生活に関する取引
 - ③ 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入
- ⑤ 相続に関する事項
 - ① 遺産分割または相続の承認・放棄
 - ② 贈与もしくは遺贈の拒絶または負担付きの贈与もしくは遺贈の受諾、寄与分を定める処分調停・審判の申立て、遺留分侵害額の請求
- ⑥ 保険に関する事項
 - ① 保険契約の締結・変更・解除
 - ② 保険金の受領
- ⑦ 証書などの保管および各種の手続に関する事項
 - ① 登記済権利証、実印・銀行印・印鑑登録カードなどの保管・使用
 - ② 株券などの保護預り取引に関する事項
 - ③ 登記の申請
 - ④ 供託の申請
 - ⑤ 住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求
 - ⑥ 税金の申告・納付

(2) 身上保護に関する事務

- ① 介護サービス契約その他の福祉サービス利用契約などに関する事項
 - ① 介護サービス契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者などの派遣契約などを含む）の締結・変更・解除および費用の支払い
 - ② 要介護認定の申請および認定に関する承認または異議の申立て
 - ③ 介護サービス契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除および費用の支払い
 - ④ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約などを含む）の締結・変更・解除および費用の支払い、福祉関係の措置（施設入所措置を含む）の申請および決定に関する異議申立て
 - ② 住居に関する事項
 - ① 居住用不動産の購入・処分
 - ② 借地契約・借家契約の締結・変更・解除
 - ③ 住居などの新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
 - ③ 医療に関する事項
 - ① 医療契約の締結・変更・解除および費用の支払い
 - ② 病院への入院に関する契約の締結・変更・解除および費用の支払い
- (3) 以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項**
- 以上の事項に関して生ずる紛争についての
- ① 裁判外の和解（示談）
 - ② 仲裁契約
 - ③ 行政機関などに対する不服申立て
 - ④ 任意後見受任者が弁護士である場合には訴訟行為

3 任意後見人の職務にならない事務

次のような事項は、任意後見人の職務とすることはできないと解されています。

(1) 介護などの事実行為

任意後見人の事務は法律行為に限られますから、介護や日常的な身の回りの世話などの事実行為は含まれません。事実行為を依頼するためには、それを委託する旨の準委任契約を、任意後見契約とは別に締結する必要があります。

(2) 死後の事務

死後の事務（葬儀や埋葬など）も任意後見人の事務にはなりませんので、これらを依頼する場合には、別途、死後の事務委任契約（Q27参照）を締結する必要があります。

(3) 医的侵襲についての諾否

医療契約の締結や費用の支払いは任意後見人の事務となりますが、手術や身体組織の一部切除など、重大な医的侵襲についての諾否の決定権限を任意後見人に付与することはできないと考えられています。

(4) 延命治療を拒絶する権限の委託

延命治療を拒絶する権限を委託することもできないと考えられています。延命治療を拒絶するためには、別途、尊厳死宣言（リビング・ウィル）の公正証書（Q27参照）を作成する必要があります。

(5) 身元保証

施設入所契約や入院契約を締結する際には、身元保証が求められることが多いようです。しかし、身元保証を行うと、将来、本人と任意後見人との利害が対立することが考えられるため、任意後見人が身元保証を行うことは不適切と考えられます（Q45・46参照）。

《執筆者一覧》

弁護士 井上 元

OSAKA ベーシック法律事務所

〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-3-6 淀屋橋 NAO ビル 3階

弁護士 那須 良太

那須法律事務所

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町10-34 井門江坂駅前ビル7階

弁護士 飛岡恵美子

飛岡法律事務所

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル 8階810

Q & A 任意後見入門〔第2版〕

令和5年9月18日 第1刷発行

定価 本体2,500円+税

著 者 井上 元・那須良太・飛岡恵美子

発 行 株式会社 民事法研究会

印 刷 藤原印刷株式会社

発 行 所 株式会社 民事法研究会

〒151-0073 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえいたします。ISBN978-4-86556-558-4 C 2032 ¥2500 E
カバーデザイン 関野美香